

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
-------	-------------------

○久喜市情報公開・個人情報保護審査会委員委嘱式

1 開 会

司会 (山崎課長)	<p>本日は、公私共にお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから、令和2年度久喜市情報公開・個人情報保護審査会委嘱式を始めさせていただきます。</p> <p>私は、総務部市政情報課の山崎でございます。本日は委嘱式の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
--------------	--

2 委嘱書の交付

司会 (山崎課長)	<p>それでは、梅田市長より委員の皆さまに委嘱書の交付をさせていただきます。市長が、皆さまの席に伺いますので、恐縮ですが、お名前を呼ばれた際には、その場でご起立のうえ、お受け取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>(課長が名前を読み上げ、市長から委嘱書を交付)</p>
司会 (山崎課長)	<p>ありがとうございました。ただいま、5名の皆さまに委嘱書の交付をさせていただきました。</p>

3 委員及び事務局職員の紹介

司会 (山崎課長)	<p>それでは、ここで、お一人一言ずつ自己紹介をいただきたいと思います。お手元にお配りしてございます名簿の順に石田委員さんから、お願いいたします。</p> <p>(石田委員から名簿順に自己紹介)</p>
司会 (山崎課長)	<p>ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介いたします。</p> <p>(事務局職員紹介)</p>

4 閉 会

司会 (山崎課長)	<p>以上をもちまして、久喜市情報公開・個人情報保護審査会委員委嘱式を終了とさせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
--------------	---

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
-------	-------------------

○令和2年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護審査会

1 開 会

司会 (山崎課長)	<p>それでは、ただいまから、令和2年度第1回久喜市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。</p> <p>なお、委員5人中、出席委員5人でございますので、本審査会は、久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項の規定により成立いたしますことをご報告申し上げます。</p>
--------------	--

2 市長あいさつ

司会 (山崎課長)	はじめに、梅田市長からご挨拶申し上げます。
梅田市長	《市長あいさつ》
司会 (山崎課長)	ありがとうございました。

3 会長・副会長の選出

司会 (山崎課長)	<p>続きまして、会長・副会長の選出に入りたいと思います。</p> <p>なお、久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となりますが、会長が選出されるまでの間、梅田市長に仮議長をお願いいたします。</p>
梅田市長	<p>それでは、暫時、仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>議題(1)の会長の選出につきましては、久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定により、委員の互選によってこれを定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
佐藤委員	他薦でもよろしでしょうか。
梅田市長	はい。
佐藤委員	石田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
梅田市長	<p>ただ今、佐藤委員から石田委員を会長に推挙したいとのご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅田市長	<p>それでは、石田委員に会長をお願いするということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅田市長	<p>異議なしということでございますので、会長は、石田委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで、会長になられました石田委員に就任のご挨拶をお願いいたします。</p>

石田委員	(会長就任の挨拶)
梅田市長	ありがとうございました。それでは、会長が選出されましたので、仮議長の職を解かせていただきます。
司会 (山崎課長)	ありがとうございました。皆さま、誠に恐縮でございますが、梅田市長につきましては、所用がございますので、ここで退席させていただきたく、ご了承賜りたいと存じます。 (市長退席)
司会 (山崎課長)	ここで少しの間、事務局と会長の間で進行について打ち合わせをさせていただきたいと存じます。 (石田委員が会長席へ移動・着席) (会長・事務局、進行について打ち合わせ)
司会 (山崎課長)	それでは、副会長の選出に移らせていただきます。 久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定によりまして会長に議長となつていただきまして、議事進行をよろしくお願いいたします。
石田会長	それでは、副会長の選出でございますが、久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定により、副会長は、委員のうちから会長が指名する。とありますので、私から指名をさせていただきます。 副会長には、松本委員を指名いたします。 松本委員さん、いかがでしょうか。
松本委員	(承諾の意思表示あり)
石田会長	それでは、副会長は、松本委員をお願いいたします。 それでは、ここで、副会長に就任のご挨拶をいただきたいと思ひます。
松本委員	(副会長就任の挨拶)
石田会長	ありがとうございました。

4 議 題

(1) 情報公開・個人情報保護制度について

石田会長	それでは、引き続き議事に入らせていただきます。 まず、議題(1)の「情報公開・個人情報保護制度について」を、事務局から説明をお願いします。
山崎課長	まず、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。 (事務局から資料の過不足や落丁等の確認)
山崎課長	続いて、会議の進め方等について説明させていただきます。 この審査会の会議につきましては、原則非公開となります。それは審査の内容が非公開情報の決定の妥当性を審査するものとなりますので、その審査内容を非公開として扱うものとなります。 今回の審査会の会議につきましては、審査請求による諮問ではなく、非公開となる会議内容でないため、会議公開の原則に則りまして、公開となるものでございます。

	<p>次に、会議を公開の場合は、傍聴要領（案）の内容のような取り扱いをしたいと考えております。</p> <p>次に、会議録を作成して、公文書館閲覧室への配架、市ホームページで公開したいと考えております。</p> <p>次に、会議録作成のため、会議の録音をさせていただきたいと考えております。</p> <p>次に、会議録の確認につきましては、石田会長にお願いしまして、併せて署名を会長にお願いしたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
石田会長	<p>ただいま、事務局から提案がありましたが、了承してよろしいでしょうか。</p>
加村委員	<p>会議録ですが、会長が議長を行い、委員が発言しますが、委員の名前は会議録に載せるのですか。</p>
山崎課長	<p>基本的には、発言者のお名前は載ります。</p>
石田会長	<p>ほかに何かありますか。</p> <p>（異議なし）</p>
石田会長	<p>ありがとうございます。事務局から、ほかに何かありますか。</p>
山崎課長	<p>次に、委員名簿等について説明させていただきます。</p> <p>委員名簿につきまして、市のホームページ等で公開させていただきます。</p> <p>本日お配りした名簿を配布資料としてホームページへ掲載させていただきます。</p> <p>もう1点、市では公職者名簿を作成しておりまして、そちらにも皆さんのお名前等をご載せさせていただいているところです。これまでですと、会長、副会長、委員の区分、皆様の名前、任期をご載せさせていただいております。皆さんの住所や電話番号は掲載しておりませんので、これまでと同様にさせていただきたいというふうに考えておりますので、その点ご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
石田会長	<p>事務局から名簿の取り扱いについて説明がありましたが、配られている委員名簿は、ホームページ等で公表することについては、了承してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
石田会長	<p>次に、公職者名簿についてですが、公職者名簿については、これまでと同様に、氏名及び会長、副会長、委員のみを掲載でよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
石田会長	<p>それでは情報公開・個人情報保護制度について、事務局、説明をお願いします。</p>
関根課長補佐	<p>それでは情報公開・個人情報保護制度について説明させていただきます。</p> <p>（情報公開・個人情報保護制度について（資料1）を説明）</p>
石田会長	<p>ただいま「情報公開・個人情報保護制度について」の説明がありました。何かご質問はございますか</p>

加村委員	審査請求は、ここ5～6年は1件もないということですが、裁判で取消訴訟を市が起こされたことはあるのでしょうか。
関根課長補佐	合併後は、争ったことはないです。審査請求自体も平成22年に1件だけありまして、半年くらいかけて審議いただき答申を出していただきましたが、それ以降は審査請求もありませんし、訴訟により裁判で争ったこともないです。
加村委員	さいたま市では、マニアのような方がたくさん公開請求をして、それで却下されて裁判までする方がいるのですけれども、今はないですね。
関根課長補佐	今のところ特定の方で何回も公開請求するような方はいらっしゃらない状況です。
野崎委員	資料の誤植の指摘ですが、2ページの「公文書とは」の1行目に「文書、図面」とありますが、「図画（とが）」の誤りではないでしょうか。
関根課長補佐	「図画」が正しい表記です。大変失礼いたしました。
石田会長	他に何かございますでしょうか。
	《なし》

(2) 情報公開・個人情報保護に係る不服申立て制度について

石田会長	それでは、事務局から議題(2)の「情報公開・個人情報保護に係る不服申立て制度について」、説明をお願いいたします。
関根課長補佐	それでは情報公開・個人情報保護に係る不服申し立て制度について説明させていただきます。 (情報公開・個人情報保護に係る不服申し立て制度について(資料2)を説明)
石田会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございますか。
加村委員	審査会が答申を書面で出して、実施機関が答申に基づいて、実施機関が裁決書を作成し、審査請求者に渡すということよろしいですか。
関根課長補佐	はい、そうです。
加村委員	答申書と裁決書は同じになるのか。それとも変えてしまうのでしょうか。
関根課長補佐	内容はほぼ同じになると考えております。基本的には審査会の答申に従うことになると思われれます。
石田会長	理論的には、答申と違う案も出てくるのですよね。
関根課長補佐	最終的には実施機関が答申を踏まえて再度判断させていただくこととなりますので、答申と違う判断もゼロではないと思いますが、ほとんどが審査会からいただいた答申に従って判断するものと考えております。
加村委員	裁決書を請求者へ送ったあと、請求者が取消訴訟を起こすということがあると思いますが、その場合、審査会の答申書の公開を求められることもあり得るのですかね。

関根課長補佐	それはあると考えられます。
野崎委員	私は、10年くらい前に県の審査会委員をやっていました。 県は情報公開と個人情報保護を分けた委員会、私は個人情報保護の委員をやっていました。件数が多いものですから、個人情報保護だけでもA班、B班に分けて、各班とも当時、大学教授2人、弁護士1人の3人で組んでいました。弁明書の提出などを行ってから、事務局主導で起案をしていただいて、それを委員で議論させていただいて、それを答申として書面でまとめて実施機関に出すわけです。万が一、審査請求が出て審査会を開くことになって場合は、そういう形でよろしいのでしょうか。事務局が起案するのか、それとも私たちが起案するのでしょうか。
関根課長補佐	今の時点では、事務局が皆様の意見をもとに案を作成させていただく形かなと考えております。
野崎委員	県は、県の職員、厳密に言えば県警から出向した人に起案をしていただいたのですが、万が一、審査請求があった場合、案を作成するのが大変なので、気になりましたので質問をさせていただきました。前回の時はどうだったのでしょうか。
関根委員	前回の時は、事務局の担当者が答申案を作成したと聞いています。
松本委員	参考までに他の市町村では、どういう請求が来るのですか。
関根課長補佐	図書館などの公共施設を運営している指定管理者というのがありまして、数年に1度に更新をしています。その更新のときに公募をして参加企業から指定管理者としての施設運営の提案書を提出していただき、その提案書を基に審査をして優れた企業を指定管理者として選定するわけですが、その企業が提出した提案書の公開請求がされる例があるようです。その提案書は企業のノウハウが詰まっているものなので、それを第三者に公開すると、企業の競争上の地位を侵害してしまうという理由で非公開にする例があるようです。それについて審査請求があったというのを聞いたことがあります。
石田会長	その他、何かございますでしょうか。 《なし》
石田会長	それでは、以上をもちまして、本日の議事につきましては、全て終了いたしました。 これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

4 閉 会

司会 (山崎課長)	石田会長、ありがとうございました。 本日はお忙しいなか、情報公開・個人情報保護審査会にご出席いただき、ありがとうございました。 お帰り際には忘れ物等ないよう気を付けてお帰りいただければと思います。 以上をもちまして、第1回久喜市情報公開・個人情報保護審査会を終了とさせていただきます。
--------------	---

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

令和 2 年 7 月 20 日

石田 晴久

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。